

# 釧路湿原国立公園の公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定案の概要

## 1 背景

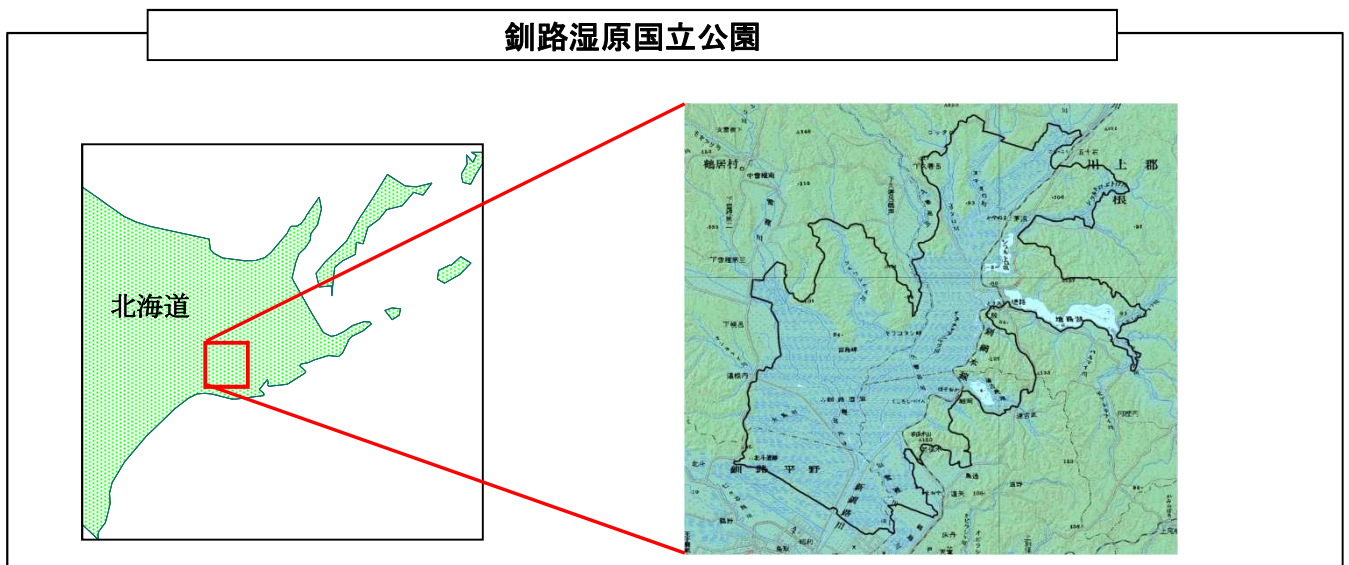
釧路湿原国立公園は、北海道の東部、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原、釧路湿原を中核とする地域であり、昭和62年7月31日に指定し、平成23年9月30日に第1次点検を実施し、現在に至る。

釧路湿原においては、他の地域ではすでに喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が保存されており、高層湿原、中間湿原、低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめとする各種鳥類のほかキタサンショウウオ、エゾカオジロトンボ等貴重な動物が生息しており、多様な動植物を育むことから生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。また、湿原の主要部は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地とされるなど本湿原は国際的にも高く評価されている。

しかしながら、本公園では、近年、釧路湿原を利用するエゾシカが増加傾向であると考えられており、高層湿原における採食や踏み荒し等による植生への影響も観察されている。これらのことから、増加を続けているエゾシカによる影響は、釧路湿原の生態系にとって新たな負荷要因となっているものと考えられ、エゾシカの防除等の対策を早急に行う必要がある。

このため、エゾシカによる影響を低減し、釧路湿原国立公園の生態系を維持又は回復するため、公園計画に生態系維持回復事業の追加を内容とする公園計画の変更を行う。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定する。



## 2 公園計画の変更

### (1) 生態系維持回復事業の追加

エゾシカによる影響を低減し、釧路湿原国立公園の生態系を維持又は回復するため、公園計画に生態系維持回復事業を追加する。

## 3 生態系維持回復事業計画の策定

### ① 生態系維持回復事業計画の名称

釧路湿原国立公園 釧路湿原生態系維持回復事業計画

### ② 生態系維持回復事業計画の策定者

環境省

③ 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から事業の目標を達成するまで

④ 生態系維持回復事業の目標

省略

⑤ 生態系維持回復事業を行う区域

釧路湿原国立公園全域

⑥ 生態系維持回復事業の内容

省略

⑦ 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略